



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 5月23日火曜日 第1762号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... 437

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... 437

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設の一部改正..... 437

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）..... 438

開発行為に関する工事の完了..... 439

## 公 告

農業振興地域の指定の全部改正（5件）..... 439

## 雑 報

土地（建付地）の売払い（2件）..... 441

## 告 示

### ○愛媛県告示第775号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成18年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成18年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表中

4,313円	13,301円	4,291円	13,246円
5,150円	13,301円	5,046円	13,246円
5,979円	13,367円	5,922円	13,246円
6,701円	16,562円	6,580円	16,161円
7,193円	19,553円	7,098円	19,473円
7,309円	21,926円	7,202円	21,625円
7,164円	23,184円	7,043円	23,122円
6,622円	23,609円	6,579円	23,556円
6,127円	23,607円	6,042円	23,307円
4,370円	20,648円	4,498円	21,461円
4,160円	14,366円	4,070円	15,535円
4,160円	13,301円	4,070円	13,246円

める。

### ○愛媛県告示第776号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成18年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成18年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表常時介護を要する状態の部1の項中「104,970円」を「104,590円」に改め、同部2の項中「56,950円」を「56,710円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「52,490円」を「52,300円」に改め、同部2の項中「28,480円」を「28,360円」に改める。

### ○愛媛県告示第777号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設（平成8年5月愛媛県告示第749号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の規定に基づき知事が定める施設の規定は、平成18年4月1日から適用する。

平成18年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

第3号を削る。

## ○愛媛県告示第778号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ今治店  
今治市衣干町4丁目61-1他15筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和工商リース株式会社  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号  
代表取締役社長 梶本 六夫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社しまむら  
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番14号  
代表取締役 野中 正人  
株式会社メディコ21  
愛媛県松山市問屋町2番1号  
取締役社長 土居 浩治  
株式会社アイベル  
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番14号  
代表取締役 島村 治伸
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年12月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,517.57平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
145台  
イ 駐輪場の収容台数  
72台  
ウ 荷さばき施設の面積  
180.00平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
72.00立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後9時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口5箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 2 届出年月日  
平成18年5月2日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。  
(1) 意見書に記載すべき事項  
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イ 当該大規模小売店舗の名称  
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見  
(2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレスポ大洲店  
大洲市徳森字宮方281-1他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大和工商リース株式会社  
大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号  
代表取締役社長 梶本 六夫
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
大黒天物産株式会社  
岡山県倉敷市堀南704番地5  
代表取締役 大賀 昭司  
株式会社チヨダ  
東京都杉並区成田東4-39-8  
取締役社長 舟橋 政男  
株式会社マックハウス  
東京都杉並区梅里1丁目7番7号  
代表取締役 栗原 勝利  
株式会社西松屋チェーン

兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地 1  
 代表取締役 大村 禎史  
 株式会社しまむら  
 埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目19番14号  
 代表取締役 野中 正人

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年12月 2 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4 074 .85平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 ア 駐車場の収容台数  
219台  
 イ 駐輪場の収容台数  
124台  
 ウ 荷さばき施設の面積  
150 .00平方メートル  
 エ 廃棄物等の保管施設の容量  
59 .40立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
 ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
及び閉店時刻  
     大黒天物産株式会社 24時間営業  
     株式会社チヨダ  
     株式会社西松屋チェーン  
     開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 8 時  
     株式会社マックハウス  
     株式会社しまむら  
     開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後 9 時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口 3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる  
時間帯  
24時間

- 2 届出年月日  
平成18年 5 月 2 日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項  
 ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 イ 当該大規模小売店舗の名称  
 ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 780 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成18年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18八局大土（開）第135号 平成18年 5月10日	大洲市長浜町仁久字目當場甲 5 番 1、甲 5 番 2 及び甲 6 番並びに同市長浜字江湖甲19番 8 及び甲19番56	大洲市大洲690番地の 1 大洲市長 大 森 隆 雄
18松局建（開）第 6 号 平成18年 5月11日	東温市牛淵字竹林1395番 3	松山市勝山町二丁目 4 番地 7 株式会社ミツワ都市開発 代表取締役 佐 伯 教 義
18松局建（開）第 7 号 平成18年 5月11日	伊予郡松前町大字恵久美字大地136番 1 及び136番 5	香川県さぬき市志度3480番地54 池 内 榮

公 告

○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、今治市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（菊間町）（昭和46年 2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（上浦町）（昭和46年 2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（大三島町）（

昭和46年 2月16日付け公告）、農業振興地域の指定（朝倉村）（昭和47年 1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（玉川町）（昭和47年 1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（宮窪町）（昭和47年 1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（関前村）（昭和47年 1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（今治市）（昭和48年 3月27日付け公告）、農業振興地域の指定（波方町）（昭和48年 3月27日付け公告）、農業振興地域の指定（大西町）（昭和48年 3月27日付け公告）

、農業振興地域の指定（吉海町）（昭和48年9月18日付け公告）及び農業振興地域の指定（伯方町）（昭和48年9月18日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成18年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称  
今治地域
- 2 区域

今治市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域及び用途地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域の一部、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区及び港湾隣接地域、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の漁港の区域（波方漁港、友浦漁港、余所国漁港、城谷漁港、小大下漁港、小部漁港及び宮窪漁港の区域に限る。）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の史跡名勝天然記念物の指定地域（名勝波止浜、名勝志島ヶ原及び名勝八幡山の区域に限る。）、宮窪町四阪島の区域、小浦町、高橋、矢田、大三島町宗方、菊間町浜、関前大下、関前岡村、関前小大下、波方町大浦、波方町郷、波方町波方、波方町宮崎、伯方町木浦、宮窪町早川、宮窪町宮窪、宮窪町余所国、吉海町正味、吉海町田浦、吉海町泊、吉海町名駒、吉海町臥間、吉海町本庄、吉海町南浦、吉海町名及び吉海町棕名の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局に備え置いて縦覧に供する。

## ○公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、宇和島市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（三間町）（昭和45年3月31日付け公告）、農業振興地域の指定（津島町）（昭和47年1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（宇和島市）（昭和47年11月14日付け公告）及び農業振興地域の指定（吉田町）（昭和47年11月14日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成18年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称  
宇和島地域
- 2 区域

宇和島市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、南予レクリエーション都市計画公園2・2・1朝日公園、南予レクリエーション都市計画公園2・2・2御浜公園、南予レクリエーション都市計画公園2・2・3灘公園、南予レクリエーション都市計画公園2・2・5吉田児童公園、南予レクリエーション都市計画公園2・2・7君ヶ浦公園、南予レクリエーション都市計画公園3・3・1住吉公園、南予レクリエーション都市計画公園3・3・2和霊公園、南予レ

クリエーション都市計画公園7・7・2第6号南予レクリエーション都市公園、南予レクリエーション都市計画公園8・3・1天赦公園、南予レクリエーション都市計画公園8・5・2城山公園及び南予レクリエーション都市計画公園9・5・1第1号南予レクリエーション都市公園、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域の一部、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域、港湾法（昭和25年法律第218号）の港湾隣接地域、戸島、日振島、吉田町北小路、吉田町東小路、吉田町西小路、吉田町裡町、吉田町本町及び吉田町魚棚の区域、本九島、小浜、遊子、蔭淵、吉田町立間尻、吉田町鶴間、吉田町奥浦、吉田町南君、吉田町沖村、吉田町立間、三間町則、津島町高田、津島町新家及び津島町北灘の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県宇和島地方局に備え置いて縦覧に供する。

## ○公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、伊予市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（中山町）（昭和47年1月11日付け公告）、農業振興地域の指定（双海町）（昭和47年1月11日付け公告）及び農業振興地域の指定（伊予市）（昭和47年11月14日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成18年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称  
伊予地域
- 2 区域

伊予市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、中山町栗田の区域の一部及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局に備え置いて縦覧に供する。

## ○公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、八幡浜市に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（保内町）（昭和46年2月16日付け公告）及び農業振興地域の指定（八幡浜市）（昭和47年1月11日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成18年5月23日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 名称  
八幡浜地域
- 2 区域  
八幡浜市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市

計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、保内町須川、保内町川之石、保内町宮内、保内町磯崎、保内町喜木津及び保内町広早の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局に備え置いて縦覧に供する。

### ○公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき、伊方町に係る農業振興地域を指定したので、農業振興地域の指定（三崎町）（昭和45年3月31日付け公告）、農業振興地域の指定（伊方町）（昭和46年2月16日付け公告）及び農業振興地域の指定（瀬戸町）（昭和47年1月11日付け公告）の全部を次のように改正する。

平成18年 5月23日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 名称

伊方地域

2 区域

伊方町のうち、次の図面の赤色で着色した部分（自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園の特別地域の一部、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区及び港湾隣接地域、大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、豊之浦、伊方越、亀浦、九町、二見、三机、塩成、足成、大江、志津、小島、大久、川之浜、田部、神崎、三崎、大佐田、井野浦、串、正野及び名取の区域の一部並びに農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県八幡浜地方局に備え置いて縦覧に供する。

## 雑 報

### ○愛媛県道路公社公告第1号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 5月23日

愛媛県道路公社代表清算人 清 水 裕

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在	土 地			建 物		
	地 番	地 目	数 量	家屋番号	構 造	床 面 積
西条市禎瑞字加茂四番	956番1	宅 地	514.29㎡	968番1	木造ストレート 瓦葺平屋建	59.62㎡
	956番4	用 悪 水 路	21.00㎡			
	956番6	宅 地	255.91㎡			

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県道路公社本社

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)946 0605

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年 6月30日（金）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館 7階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県道路公社会計規程第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、愛媛県道路公社の定める金額を違約金として愛媛県道路公社に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○愛媛県道路公社公告第2号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年 5月23日

愛媛県道路公社代表清算人 清 水 裕

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在	土 地			建 物		
	地 番	地 目	数 量	家屋番号	構 造	床 面 積
南宇和郡愛南町御荘平城	5305番 1	宅 地	649.20㎡	5305番 1 - 1	木造瓦葺平屋建	52.17㎡
	5305番 7	公衆用道路	494.00㎡	5305番 1 - 2	木造瓦葺平屋建	52.17㎡
	5304番 2	公衆用道路	94.00㎡			

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県道路公社本社

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)946 0605

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

### 3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年6月30日(金)午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第一別館7階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県道路公社会計規程第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、愛媛県道路公社の定める金額を違約金として愛媛県道路公社に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

--	--